

○○○クレー射撃協会

会 則

- 第1章 総 則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会 員
- 第4章 役 員
- 第5章 委 員 会
- 第6章 会 議
- 第7章 雜 則

平成29年4月1日施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は〇〇〇クレー射撃協会と称する。

(* 法人格を有している場合)

この法人は、〇〇〇クレー射撃協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を〇〇県内に置く。

2 従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

3 必要に応じて地区に支部を置くことができる。

(定 義)

第3条 この定款で定めるクレー射撃とは、次に掲げる標的射撃をいう。

(1) トランプ競技、スキート競技、ダブルトランプ競技及びその他のクレー標的射撃競技用散弾銃を使用する射撃競技。

(2) エア・ライフル銃及びライフル銃を使用するランニング・ターゲット射撃競技。

(加 盟)

第4条 本会は、日本クレー射撃協会に加盟する。

2 本会は、〇〇県体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、〇〇県内のクレー射撃界を統括し、代表する団体としてクレー射撃の健全な普及及び振興や選手の競技力向上を図ると共に、もってスポーツマンシップを昂揚し、明るく正しい社会の発展と〇〇県民の心身の健康に寄与することを目的とする。

- 2 本会は、クレー射撃をスポーツ競技として位置付け、国民体育大会や主要国内競技会で活躍する選手の育成を及び派遣を目的とする。
- 3 射撃場内外でのマナーの向上に努め、クレー射撃競技の社会的地位の向上や、競技人口の増加及び指導員・審判員の育成を目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、第5条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) ○○県内におけるクレー射撃の普及及び指導。
- (2) ○○県内におけるクレー射撃競技会や各種予選会の企画及び運営。
- (3) 国民体育大会及び県外競技会への選手の派遣及び育成。
- (4) クレー射撃に関する指導者及び審判員の養成。
- (5) クレー射撃に関する資格の取得。
- (6) 本会に対するあらゆる優遇処置の新設並びに改善提案。
- (7) 射撃場の建設並びに整備、改善及び経営。
- (8) その他、本会の目的遂行に必要な諸事業。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(会 員)

第8条 会員は次の4種とする。

1 普通会員

本会の趣旨・目的に賛同し、事業に進んで参画すると共に、目的達成に協力するクレー射撃競技者と定義する。

2 準会員

会員の資格を有しない本会に協力するクレー射撃競技者並びに愛好者。

3 特別会員

本会の事業を援助する個人又は団体。

4 名誉会員

長年に亘り本会の運営に貢献し、選考委員より選出された者。

(入会)

第9条 本会に入会希望する者は、普通会員1名以上の紹介状を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受け、入会することができる。

紹介者は、被紹介者が準会員の期間における後見人となり、その責を負う。

また、紹介者不在の場合は、会長指名による新人教育担当者を置き、同担当者が後見人代行者を務める。

2 新入会員は、入会時より1年間の準会員期間を経て、理事会より異論がない場合は普通会員となる。

3 新入会員は新人研修を受け、準会員期間中に本会の規約や競技ルール、マナーを習得する義務を負う。

(入会審査)

第10条 普通会員として入会しようとする者から入会の申請があった場合、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会は、入会申請者について、以下の点を審査するものとする。

- (1) 届出住所地である申請者の居住地又は勤務地が○○県内であること。
- (2) 入会にあたり、普通会員1名以上の紹介状が得られていること。
- (3) 申請が成年被後見人又は被保佐人ではないこと。
- (4) 本会の規約や、本会の上部団体である日本クレー射撃協会や○○県体育協会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。
- (5) 日本クレー射撃協会や○○県体育協会より、除名等の処分を科せられていないこと。

(入会金及び会費)

第11条 本会の入会金及び年会費の金額は総会において決定する。

2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(義務)

第12条 本会の構成員である会員は、本会が主催・主管する競技会等の事業や、本会が所属する当該ブロックが主催・主管する競技会等の事業へ積極的に参加し、その運営に協力しなければならない。

2 本会の規約や、本会の上部団体である日本クレー射撃協会や○○県体育協会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行しなければならない。

(資格の停止・喪失)

第13条 普通会員・準会員・特別会員・名誉会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を停止する。

(1) 会費等を年度内に入金せず、滞納したとき。

(2) 倫理規定違反により、本会又は日本クレー射撃協会より当該者が資格停止処分を受けたとき。

2 普通会員・準会員・特別会員・名誉会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。また、当該者がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(1) 前項の滞納会費等の納入を拒否したとき。

(2) 退会したとき。 *再入会時の条件設定必要

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(5) 本会又は日本クレー射撃協会より除名されたとき。

(6) 本会が解散したとき。

(処罰・処分)

第14条 第13条第1項第2号に関する資格停止、第2項第5号に関する除名等の処罰

や処分について、次の通り規定する。

(1) 普通会員・準会員・特別会員・名誉会員が、次の何れかに該当する場合、事案の重軽度に基づき理事会の決定を経て、当該会員に指導又は勧告処分を行うことができる。

なお、指導処分とは、当該会員に対して口頭注意を行うものとし、勧告処分とは、当該会員に対して書面による厳重注意を行うものとする。

◇会員としての義務に違反した場合。

◇会員として相応しくない行為をしたと判断された場合。

◇本会の名誉を著しく傷つけた場合。

◇社会的規範に反する行為をした場合。

(2) 当該者が指導処分又は勧告処分を受けても改善が見られない場合は、理事会の決定を経て当該会員に対し資格停止処分を行うことができる。なお、資格停止処分は、事案の重軽度に基づき、次の4段階に区分する。

◇3ヶ月・6ヶ月・1年・2年

また、資格停止処分の解除については、当該会員の近況を判断し、理事会の決定を経て会長がこれを行うものとする。

(3) 当該者が資格停止処分を受けても改善が見られない場合は、理事会及び総会の各々3分の2以上の賛成決議を経て、当該会員に対し除名処分を決議し、上部団体である日本クレー射撃協会へこれを上程することができる。なお、同決議を経る場合、当該者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

なお、除名処分の上程を受けた日本クレー射撃協会は、当該者の除名処分の是非について理事会で審議し、審議結果について書面により回答するものとする。

(表 彰)

第15条 次の各号の一に該当するものは表彰される。

(1) 本会の運営に長年貢献した者。

(2) 著しい競技実績を残した者。

(3) 日本クレー射撃協会における表彰規定に該当する者。

第4章 役 員

(役 員)

第16条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理 事 ○○名以上○○名以内 *最低3名以上必要
- (2) 監 事 1名以上○名以内

(選任等)

第17条 理事及び監事は、普通会員の内より総会の決議によって選任する。なお、理事の選出は、原則県内全域から選出することとする。

- 2 代表理事1名は、理事会において選任される。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、理事の中から副会長、常務理事を選任する。
 - ◇副会長 2名以内
 - ◇常務理事 若干名
- 5 監事は、理事や事務局を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、親族や特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 日本クレー射撃協会の正会員や○○県体育協会の評議員は、理事会において、理事の中から選任される。
- 8 事務局長（事務担当者）は、理事会において選任される。
- 9 会長・正会員・事務局長に異動があったときは、理事会議事録を添えて1ヶ月以内に日本クレー射撃協会及び○○県体育協会へ変更届を提出しなければならない。

(選出・構成)

第18条 会長は、総会の承認を経て会長指名理事を置くことができるが、会長指名理事は理事総数の2分の1以下でなければならない。

(理事の職務・権限)

第19条 理事は理事会を構成し、会則に定めるところにより、本会の業務の執行決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を統括・執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を任期終了まで代行する。
- 4 常任理事は、本会の業務を分担執行する。また、業務の分担は概ね次の通りとする。
◇競技、審査、総務、倫理（資格審査）、選考
- 5 理事・監事は、日本クレー射撃協会の「3R宣言書」による宣誓事項を遵守する義務を負う。

(監事の職務・権限)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務執行の状況を監査し、年度毎の監査報告書を作成し総会へ提出する。
- 2 本会の事業及び財産の状況を監査し、各事業年度における決算に関する監査報告書を作成し、総会へ提出する。
- 3 理事会及び総会へ出席し、議長が認めるときは意見を述べる。
- 4 理事が本会の目的の範囲外の行為や、会則に違反する行為をし、又はその行為によって本会に著しい損害が発生するおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為を止めるよう請求することができる。
- 5 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると判断したときは、理事会及び総会へ報告する。
- 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事会或いは総会の招集を会長へ書面で請求することができる。理事会或いは総会の請求を受けた会長は、請求のあった日から2週間以内に、当該事項を議題とした理事会或いは総会を招集開催しなければならない。

7 理事会或いは総会の請求を受けた会長が理事会或いは総会の招集を2週間以内に行わない場合は、監事名にて理事会或いは総会を招集することができる。

(任 期)

第21条 理事及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期とする。
- 3 理事又は監事は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは権利義務を有する。
- 4 理事及び監事の任期は、上部団体である日本クレー射撃協会の役員任期と合わせなければならない。

(解 任)

第22条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任については、総会の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- ◇心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき。
- ◇職務上の業務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。
- ◇前項以外に、無届にて本会の運営を1年以上欠席したとき。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため、理事会の決議を経て会長が事務局長(事務担当者)を指名・選任する。なお、事務局長は、会長又は日本クレー射撃協会正会員が兼ねることはできない。

- 2 本会の資産は、理事会の決議に基づき事務局長が保管・管理するものとする。

(名誉会員)

第24条 本会は、名誉会長1名、顧問・参与若干名を置くことができる。なお、名誉会

長、顧問、参与を総称して名誉会員という。

- 2 名誉会員は、理事会の議決を経て任期を定めた上で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会員は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、名誉職として原則無報酬とする。

- 2 事務局長に対し、総会の決議に基づき報酬等を支給することができる。
- 3 理事及び監事、又は事務局長に対し、その職務を全うするために要する費用を支払うことができる。
- 4 前3項に関して必要な事項・基準は、総会の決議により別に定める。
- 5 名誉会員は無報酬とする。

第5章 会議

(総会)

第26条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

- 2 総会は《正会員 or 普通会員》をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後90日以内に、会長が理事会の承認を得てこれを招集する。
- 4 臨時総会は次の各号の一に該当する場合、開催する。
 - (1) 理事会の議決に基づき請求があった場合。
 - (2) 正会員又は総会員の2分の1以上から会議の目的である事項を示し、会長に請求があった場合。
 - (3) 会長が特に必要と認めた場合。
 - (4) 第17条第6項及び第7項により、監事から請求があった場合。
- 5 総会は、開催日より10日前までに付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。但し、臨時総会はこの限りではない。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
なお、第30条第3項に基づき、議長一任として取り扱った議決権は定足数に算定できるものとする。

(議長)

第28条 通常総会の議長は会長が務め、臨時総会の議長は、出席正会員の互選で議長を選出する。

(決議)

第29条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数の出席において3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。

- (1) 会員の除名上程
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

(決議の方法)

第30条 総会に出席できない正会員は、代理権を証明する書面（委任状）を提出し、代理人出席者へ議決権の行使を委任することができる。但し、総会へ出席する議決権行使者1名に対し、2名までの委任を上限とする。

- 2 委任状は、前項の上限範囲内に限り、第26条に基づく定足数に算定されるものとする。
- 3 総会を欠席する正会員が、代理人出席者や他の正会員へ議決権の行使を委任しない場合、議決権の放棄と判断し、議長一任としてこれを取り扱う。
- 4 議事において可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録)

第31条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は事務局長が作成し、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

3 総会議事録は事務局長が保管し、任期満了後、後任者へこれを引き継がなければならない。

(理事会)

第32条 本会は第16条第1項に基づき、理事会を設置する。

1 理事会は、全ての理事をもって構成・組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この会則に定めるものその他、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所、審議事項や報告事項の決定

(2) 協会運営を推進するための規則の制定、変更及び廃止

(3) 前号の他、本会の業務執行の決定

(4) 会長、副会長、常務理事、事務局長の選定及び解職

2 理事会に出席することができない理事は、他の者に議決権を委任することができない。

3 理事会は次の二種とする。

◇通常理事会：毎年度二回以上

◇臨時理事会：会長が必要と認めたとき、又は第17条第6項又は第7項に基づき監事から請求があったとき。

4 理事会は、開催日7日前までに会議に附すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。但し、臨時理事会はこの限りではない。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第35条 通常理事会及び臨時理事会の議長は、全て会長が務める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。また、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、総理事数の過半数の出席において三分の二以上の賛成がなければ決議することができない。
- (1) 会員の除名上程
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は事務局長が作成し、議長及び当該理事会に出席した監事代表者1名が議事録署名人となり、記名、押印しなければならない。
- 3 理事会議事録は事務局長が保管し、任期満了後、後任者へこれを引き継がなければならない。

(常務理事会)

第38条 常務理事会は、会長、副会長、常務理事で構成される。

(権限)

第39条 常務理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び理事会等の会議に対する資料原案の作成を行い、その責務を負う。
- (2) 議事が緊急を要する場合、理事会を省略して事案を決議し執行することができる。但し、この場合は直近の理事会に報告し、必ず承認を経なければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第40条 本会の事業を推進するために、競技委員会、総務委員会、倫理委員会、選考委員会を置く。また、必要あるときは、理事会の決議により他の委員会を置くことができる。

(分掌)

第41条 第38条に基づく各委員会の業務を次の通りとする。

- ◇競技委員会：各種競技会の企画・運営、公認指導員・審判員等の養成
- ◇審査委員会：各種競技会に審査団を設置し、運営責任者としてこれを監督
- ◇総務委員会：会計に関する業務、総務・庶務に関する業務
- ◇倫理委員会：会員の資格審査、安全・倫理意識の啓蒙、
協会運営能力（ガバナンス）の向上、
各種法令・規則遵守（コンプライアンス）の徹底
- ◇選考委員会：国民体育大会に関する県予選、ブロック予選、本国体に関する選手・監督の審査・選考、名誉会員の審査・選考

☆事業計画、収支予算

☆事業報告、収支決算

第7章 雜則

(会則の変更等)

第42条 この会則は、理事会及び総会の3分の2以上の議決を経て、変更することがで

きる。

- 2 本会則に定めが無い事項については、上部団体である日本クレー射撃協会の定款や諸規則に準拠するものとする。

(解 散)

第43条 本会は、理事会及び総会の3分の2以上の同意を経て解散することができる。

- 2 本会が解散をしたときは、遅滞なく日本クレー射撃協会及び○○県体育協会へ届け出なければならない。
- 3 解散手続きが全て完了するまでは、解散決議時の理事及び監事がその責務を負うものとする。
- 4 本会が解散により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、団体目的を共有する日本クレー射撃協会へ贈与するものとする。

☆会計、会員、議事録に関する書類の保管義務

☆情報公開、個人情報の保護

附 則

- 1 本会則は、平成 年 月 日より施行する。

《新入会員用》

誓 約 書

私は、この度〇〇県クレー射撃協会への入会にあたり、下記の条項を遵守することを誓います。

1. 〇〇県クレー射撃協会や日本クレー射撃協会、〇〇県体育協会の会則や規約を遵守・履行します。
2. 大会運営や協会運営に自ら進んで協力をいたします。
3. 〇〇県クレー射撃協会の準会員資格を入会時より1年間とし、その間、第1項記載の遵守・履行義務に違反した場合、〇〇県クレー射撃協会より然るべき指導、勧告、資格停止、又は除名等の処罰・処分があっても、一切異議申し立てを行いません。
4. 前項の処罰・処分や、退会にあたり、年会費などの返金は求めません。
5. 〇〇県クレー射撃協会の会員として誇りを持ち、クレー射撃の普及・振興に寄与し、言動に注意し規律やマナーを遵守します。

平成 年 月 日

〇〇県クレー射撃協会 会長 様

住 所

氏 名

印

《本部用》

ブロック理事 服務規程

当該ブロックより選任されたブロック理事は、当該ブロックの利益代表としての義務を有すると同時に、日本クレー射撃協会（以下本部という）における運営執行権を有する理事者であるが故、本部の目的・使命を全うする義務も有している。

本規程は、ブロック理事の義務及び役割等について定めるものとする。

（選 出）

第1条 ブロック理事は、当該ブロック傘下の各地方協会正会員による推举、又は互選により選出されるものとし、また、選出人数は、本部定款の施行についての細則に基づくものとする。

（義 務）

第2条 ブロック理事は当該ブロックの利益代表であり、且つ、本部の執行権者であるため、当該ブロック統率者として次の義務を有する。

- (1) 当該ブロック傘下の地方協会に対する本部理事会等の決定事項・方針の報告
- (2) 当該ブロックにおける本部理事会等の決定事項・方針の誤解・齟齬防止
- (3) 当該ブロックにおける内紛事象の平定
- (4) 当該ブロックにおける各種競技会等の事業、又は交流・親善を目的とする事業の実施・運営監督を責務とする。

（權 限）

第3条 ブロック理事は当該ブロックの利益代表であり、且つ、本部の執行権者であるため、当該ブロック統率者として次の権限を有する。

- (1) 当該ブロックにおける事象の処理及び調整を行うことができる。
- (2) 本部理事会の決定に基づく権限を有する。
- (3) ブロック理事が必要と認めた場合、ブロック会議を招集することができる。
- (4) 第4条に基づく事業の

(開 催)

第5条 ブロック理事は、当該ブロックにおける競技会（親善大会・選手権大会・国体ブロック予選）を監督し、主管協会を適宜指導すると共に、当該ブロックにおけるクレー射撃競技の普及・振興、競技力向上及び会員間の親善、交流を率先し、ブロック内の資質の向上に努めることとする。

強いては、本部公式大会の運営が当該ブロックで賄えることを目標とし、運営従事者の養成・確保に努めるものとする。

第6条 第5条を履行するための条件を、次の通り定める。

(競技会)

- ◆国体開催年におけるブロック予選（ミニ国体）の実施
- ◆任意による年1回の選手権大会の実施
- ◆任意による年1回の親善大会の実施

(報告会・会議)

- ◆年1回以上のブロック会議
- ◆年1回以上のブロック会議
- ◆任意による年1回以上の報告・連絡会

(付則)

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。